

政策金融機関の使命

中小企業いじめ？



米国の大手投資銀行、リーマン・ブラザーズが経営破綻した日のニューヨーク証券取引所＝2008年9月15日（現地時間）、ニューヨーク（ロイター＝共同）

過払い金請求が話題になつて久しい。身近に実体験者はいないが、この問題を思い起こす話を聞いた。

中堅企業の経営者である友人は、10年ほど前、リーマン・ショック後に資金繰りが苦しくなり、取引先銀行の勧めもあって日本政策金融公庫から劣後ローンを借り入れた。期間15年、固定金利

は10%の条件であった。取引銀行は、自行の融資枠を拡大するために自己資本と見なすことができる劣後ローンは不可欠だと推奨していた。

背に腹はかえられなかつたのかもしれないが、この借り入れは自社の将来に対する悲観的に過ぎたし、契約条件について十分な吟味を欠いていた。

なぜなら、友人の会社は数年を経ずして、黒字転換し、銀行債務の整理も着手できるようになつたからだ。抱える経営課題も多そだが、会社の将来ビジョンを明確にするためにも、財務状態の健全化が必要な段階にある。

貸し手は返済がいつからかに關係なく、15年分の金利、つまり元本の1・5倍の収入が保証されている。8年目の繰り上げ金利時代に10%の金利支払いは

尋常なことではない。しかし、金融公庫と繰り上げ返済の交渉をすると、契約書を盾に高額のペナルティーを要求される。

それが劣後ローンの条件である。通常では追加融資が得られない企業に資金を貸し出すのだから、厳しい負担を伴うのは当然という論理なのだろう。しかし、返済を実質的に拒むような条件を課すのは、政策金融として妥当だろうか。資金を回収し、より必要とする企業に融資すべきではないか。

契約書にサインしている以上、借りた側にも問題があることは確かだ。しかし、契約によるペナルティーは、繰り上げ返済をしても約定期間15年目までの金利相当額全額を支払うというものである。

トになるので、8年分の平均金利は18%を超える。

過払い金を思い出したのは、この借り手の負担額があまりに大きすぎるからだ。借り入れざるを得なかつた8年前の状況を勘案してもなにか納得がいかない。

中小企業の経営支援を使命としている政策金融機関が、中小企业の経営改善の足を引っ張っている。こんな高金利の罠にはまつた中小企業がほかにもあるに違いない。リーマン・ショック後の金融対策では、政策金融の枠組みが大いに喧伝されたからだ。

しかし、政策金融の扱い手が10%の金利の支払いを請求し続けることは政策目的から見てもなすべきことではない。ばかりた高金利に異議を申し立てないと、高利貸しまがいの政策金融が検証もされずに、政策意図とは反対の中小企業いじめをこの政府は続けるに違いない。

（東京大名誉教授 武田 晴人）